

県営建設工事を落札された皆様へ

(建築関係) 工事請負契約締結時における単価適用年月変更について

皆様におかれましては日頃、県政の推進に多大の御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、東日本大震災津波に伴う復旧・復興工事が本格化する中で、特定の資材価格が短期間に高騰していることを踏まえ、平成 24 年 9 月から当初契約締結後に単価適用年月を変更する運用基準を設け、沿岸地域に限り運用してまいりましたが、今後内陸部においても同様の事態が想定されることから、適用工事を全県に拡大し、運用することにいたしました。

つきましては、当初契約締結時に請求する場合には、下記により請求していただくようお願いします。

記

1 対象工事

対象となる工事は、次に掲げる全ての事項を満たす工事とする。

- (1) 農林水産部が所管する県営の建築工事(建築物に係る電気及び機械設備工事を含む)であること。
- (2) 工事施工箇所が沿岸広域振興局管内及び県北広域振興局本局管内である場合、平成 24 年 9 月 1 日以降に当初契約を締結する工事であること。
これ以外の地域である場合、平成 25 年 3 月 29 日以降に当初契約を締結する工事であること。
- (3) 工事施工箇所が岩手県内であること。

2 基準の詳細

別紙「運用基準」のとおり

3 運用基準、様式のダウンロード先

岩手県のトップページ > 組織から探す > 県庁各部局
> 農林水産部 > 農村計画課・農村建設課 > 農業農村整備技術情報 >
(建築関係) 工事請負契約締結時における単価適用年月変更について